

ポケットフジタ利用基本規約

ポケットフジタ利用基本規約（以下「本利用規約」といいます。）は、学校法人藤田学園（以下「当学園」といいます。）が患者向けに配信するアプリケーション（以下「本アプリ」といいます。）及び本アプリを通じて提供される本サービス（第2条で定義します。）を総称した「ポケットフジタ」の利用に関する条件を定めるものです。

本アプリはアプリ配信及び当学園での診療情報やお知らせ等を提供する当学園、本アプリの開発会社であり基盤機能を提供するフリービット株式会社（以下「アプリ運営事業者」といいます。）及びアプリ内の後払い機能やPHR連携などのコンテンツを提供する提携事業者（以下「コンテンツ提供者」といい、併せて「サービス提供者」といいます）により構成されています。

本アプリにおいては、アプリ運営事業者、当学園及びコンテンツ提供者が、それぞれの提供主体として各サービスを提供します。利用者は、本アプリを通じて、コンテンツ提供者が提供するPHR閲覧、後払い決済等の機能や情報等のコンテンツ（第2条で定義します。）を利用することができます。コンテンツの利用には、別途、コンテンツ提供者が定める規約等が適用されます。

本サービスに関わる事業者の位置づけと役割

本アプリは、アプリの土台となる「基盤機能」と、その上で提供されるPHR連携サービス等の「コンテンツ」で構成されます。基盤機能はアプリ運営事業者（フリービット株式会社）が提供し、コンテンツはコンテンツ提供者が提供します。当学園とアプリ運営事業者は、コンテンツを提供する範囲で「コンテンツ提供者」も兼ねます。各サービス提供者は、自己が提供する部分についてのみ責任を負います。

図1 本サービスに関わる事業者の位置づけ

「サービス提供者」 = 以下の3者の総称

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|--|
| ① 「当学園（藤田学園）」 ＝ 本アプリの配信元 | ② 「アプリ運営事業者（フリービット）」 ＝ 基盤機能の提供者 | ③ コンテンツ提供者 1. 藤田学園：PHR連携・後払い 2. フリービット：ウォレット・ライフログ |
|-----------------------------|------------------------------------|--|

図2 各事業者の役割

| 事業者 | 立場 | 主な担当 | 取り扱う主な情報 | 主な責任 |
|-------------------|-----------------------------|---|---|---------------------------|
| ①当学園（藤田学園） | 本アプリの配信元 ／コンテンツを提供する場合あり | 自ら提供するコンテンツ、本アプリの配信 | 医療情報、診察予約情報、決済情報等 | 自ら提供するコンテンツの内容 |
| ②アプリ運営事業者（フリービット） | 基盤機能の提供者 ／コンテンツを提供する場合あり | 基盤機能（ウォレット・VCの保持／管理、許可管理、接続、アプリの稼働基盤の維持・運用）、及び自ら提供するコンテンツ | 端末内のVC等（サーバに保管しません）、VC生成のための基本4情報の一時利用、ライフログ（端末内） | 基盤機能の不具合、及び自ら提供するコンテンツの内容 |
| ③コンテンツ提供者 | コンテンツの提供者 | 各コンテンツ（PHR連携・決済等） | 各コンテンツに係る情報 | 各自が提供するコンテンツの内容 |

第1条（規約の適用等）

- サービス提供者は、本サービスのうち特定のサービスにのみ適用される規約や条件（以下「個別規約」といいます。）を設けることができ、個別規約が適用される場合にはその名称の如何を問わず本利用規約の一部を構成するものとします。ただし、個別規約と本利用規約が抵触する場合は、個別規約が優先するものとします。
- 本利用規約は、利用者がポケットフジタをご利用いただくにあたり、必要な事項を定めたものです。ポケットフジタをご利用いただくには、本利用規約への同意が必要となります。本利用規約

に同意いただけない場合には、ポケットフジタをご利用いただくことはできません。なお、ポケットフジタのうち、一部のサービスについては、本利用規約への同意に加え、別途ご案内する本人確認手続きを経ることにより利用することができるものとします。

第2条（定義）

本利用規約において、次の各項に掲げる用語は、当該各項に定める意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、サービス提供者が本アプリを通じて提供する、医療機関に保管された医療情報の管理、医師らとのコミュニケーション等の円滑化及び診療報酬等各種費用などの決済その他の機能を提供するサービス（基盤機能及びコンテンツを含みます。）をいいます。
2. 「利用者」とは、本利用規約に当学園又はアプリ運営事業者所定の方法で有効な同意を行った上で、本サービスを利用する個人をいいます。
3. 「代理人」とは、利用者となろうとする方が未成年者又は成年被後見人など直接本サービスの申し込みができない方の場合に、代理又は代行等することによって本サービスに申し込む方をいいます。
4. 「医療機関等」とは、当学園又はアプリ運営事業者が本サービスの提携先として認めた事業者（法人及び個人を含みます。）をいいます。具体例としては以下となります。

本サービスの提携先である病院・一般診療所、歯科診療所、助産所、薬局、訪問介護ステーション、介護事業者、その他の医療機関及び介護機関。

5. 「VC」とは、「検証可能な証明書（Verifiable Credential）」の略であり、特定の情報（例：氏名、診察券番号など）をデジタル形式で証明するための仕組みをいいます。本サービスでは、さまざまな種類のVCを取り扱っており、それらをまとめて「VC」といいます。
6. 「デジタルウォレット」とは、デジタル情報を利用者の端末（スマートフォン等）内で、安全に保管・管理するためのアプリケーションや仕組みを指します。本サービスにおいては、利用者が

自身のVC（検証可能な証明書）や、その他利用者開示情報を保管し、必要に応じて提示・共有できる場所として機能します。

7. 「利用者開示情報」とは、利用者が本サービスを通じてコンテンツ提供者その他の第三者に提示し、又は共有することを目的として、デジタルウォレットその他本サービス上に保管し、又は登録する利用者自身に関する情報（VCに含まれる情報を含みます。）をいいます。
8. 「不可抗力」とは、天災地変（地震、台風、暴風雨、津波、洪水、落雷及び火災を含みます。）、感染症・伝染病・疫病の流行（これらに伴う公的機関による命令・要請の遵守を含みます。）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、ロックアウト、停電、本サービスが利用する第三者のサービスの提供停止・終了、サイバー攻撃その他の第三者（但し、各当事者の役員・従業員・再委託先は除きます。）の故意又は過失による行為及びその行為に起因又は関連して生じた結果、法令の制定・改廃、公権力による命令処分その他政府による行為、その他両当事者の責めに帰すことができない事由をいいます。
9. 「基盤機能」とは、アプリ運営事業者が本アプリ上で提供する、デジタルウォレットによるVCの保持・管理、利用者によるコンテンツ提供者へのVCその他の利用者情報の提示・共有に関する許可管理、コンテンツへの接続その他これらに付随する機能をいいます。
10. 「コンテンツ」とは、コンテンツ提供者が、本アプリを通じて利用者に提供する機能、情報又は役務（PHR閲覧、後払い決済等を含みますが、これらに限りません。）をいいます。
11. 「コンテンツ提供者」とは、当学園又はアプリ運営事業者が別途指定又は承認し、利用者に対してコンテンツを提供する医療機関等その他の事業者をいいます。なお、当学園又はアプリ運営事業者がコンテンツを提供する場合には、その提供する範囲においてコンテンツ提供者として扱われます。

第3条（基盤機能とコンテンツの関係）

1. 本アプリは当学園が患者向けに配信するアプリであり、基盤機能はアプリ運営事業者が提供します。コンテンツの内容はコンテンツ提供者がその責任において提供するものであり、当学園

又はアプリ運営事業者がコンテンツ提供者であるとの定めがある場合を除き、コンテンツの提供主体とはなりません。

2. コンテンツに関する契約関係、説明義務、役務提供、請求・決済、医療情報の内容その他コンテンツに関して利用者とコンテンツ提供者との間に生じる権利義務関係は、原則として当該当事者間で成立します。
3. 本サービスに関する責任は、サービス提供者が自己の提供する部分についてのみ負うものとし、基盤機能の不備についてはアプリ運営事業者が、コンテンツの内容については当該コンテンツ提供者が責任を負うものとしします。

第4条（本契約の成立）

利用者が本利用規約に同意した時点をもって、利用者とサービス提供者との間で本利用規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。利用者の代理人がいる場合には、代理人が利用者を代理又は代行等することによって本利用規約に同意した時点をもって利用者との間で本契約が成立し、代理人も本利用規約の全ての内容に同意したものとして扱われるものとしします。なお、各コンテンツの利用に関する契約は、別途、当該コンテンツに適用される個別規約等に基づき、利用者と当該コンテンツ提供者との間で成立します（第3条第2項）。

第5条（表明保証）

1. 利用者（本契約の成立前においては「申込者」といいます。）は次の各号に反しない方である必要があり、サービス提供者に対して、本申込み（本契約の締結（本サービスの利用の開始）を求める申込みをいい、以下「本申込み」といいます。）の時点で、次の各号の事項を表明し保証します。
 - a. 利用者が、本契約を締結する正当な権限を有すること（利用者が、未成年者や成年被後見人に該当する場合は本サービスの利用について代理人による代行など法令上必要な手続きを満たしていることを含みます。）
 - b. 利用者が、本利用規約の全文を確認し、本利用規約に違反しておらず、その全ての適用に同意したこと

- c. 利用者が、サービス提供者に対して、本サービスを利用することに関する申込みの承諾の検討に影響を与え得る重要な事実を全て開示したこと
 - d. 利用者からサービス提供者に対して、開示された事項がいずれも真実であること
 - e. 利用者が、過去に、サービス提供者又はその関連会社との間の契約に違反した者でないこと
 - f. 利用者が、本サービスを利用することが他の利用者の共同の利益に反しないこと
 - g. 利用者は、本申込みの際して提供される情報、画像等を本申込みの目的のためだけに利用すること
 - h. 日本国内居住者若しくは日本国滞在中の者であること
2. 次の各号のいずれかに該当するとき、サービス提供者は、申込者による本申込みを拒絶することができます。サービス提供者は、利用者に対して、本申込みを拒絶する理由を開示する義務を負いません
- a. 申込者が、当学園又はアプリ運営事業者所定の方法により、本申込みを行わないとき
 - b. 前項の表明保証の違反又はそのおそれがあるとき
 - c. その他当学園又はアプリ運営事業者が適当でないと判断するとき
3. サービス提供者は、申込者について、次の各号のいずれかの原因により生じた権利又は利益の侵害に起因し又は関連する損害の一切について、責任を負いません。また、各号に該当した理由等を説明する義務を負いません。
- a. 本申込みに対する承諾の有無の通知の留保
 - b. 本申込みへの拒絶

第6条（本利用規約の変更）

1. 当学園は、本契約の目的に反しないかつ合理的な範囲で、その裁量により、本利用規約をいつでも変更できます。ただし、アプリ運営事業者の権利義務（基盤機能に関する責任の範囲、免責及び賠償責任の制限に関する事項を含みます。）に重大な影響を及ぼす変更を行う場合は、あらかじめアプリ運営事業者の書面による同意を得るものとします。本利用規約の変更は、民法第548条の4の規定に従って行います。

2. 当学園は、前項に基づき本利用規約を変更するとき、利用者に対して、次の各号の事項全てを第3号の効力発生日の到来前までに、利用者に対して通知します。
 - a. 本利用規約を変更する旨
 - b. 変更後の本利用規約の内容
 - c. 変更の効力発生日
3. 利用者は、前項の周知又は通知があった場合、その内容を遅滞なく確認するものとします。また、利用者が通知を受理できる環境にない場合等、サービス提供者の責めに帰すべき事由以外の通知の不達について、再通知は行いません。
4. サービス提供者が民法第548条の4を超えた変更を行う場合において、利用者が同意しない場合、利用者はサービス利用を中断し、サービス提供者所定的手段により本契約を終了するものとします。

第7条（利用環境の準備）

利用者は、本サービスを受けるために必要なスマホ、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境又は通信回線等を自らの費用と責任により準備し、維持するものとします。

第8条（情報の管理）

1. 利用者は、デジタルウォレット内のVC及び利用者開示情報その他本サービスに関して利用者が本アプリ上で保管し又は管理する利用者情報について、次の各号の義務を負うものとします。
 - a. 漏洩しないこと
 - b. 端末の安全管理等、その秘密性を保持するための合理的な措置を講じること
 - c. 貸与、譲渡、承継、売却、担保提供その他の処分を行わないこと
2. 利用者に発行されたアカウントを用いた本サービスへのアクセス、又は利用者に発行されたVCを用いたコンテンツの利用（VCの提示・共有を含みます。）があった場合、サービス提供者は、当該アクセス又は利用を利用者によるものとみなすことができるものとし、利用者は、サービス提供者に対して、当該アクセスによりサービス提供者や第三者に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）が発生した場合にはその全てを補償するものとします。また、この場合、利用者には何らかの損害が発生したとしても、サービス提供者は一切責任を負わないものとします。但し、利用者の責めに帰すべき事由によらないことが利用者により立証された場合はこの限りではありません。

3. 利用者による認証に必要な情報を紛失した場合の再発行、再設定又は復旧の可否及び手続は、アプリ運営事業者又は各VC等の発行事業者が別途定める方法によるものとします。
4. 利用者は、端末の紛失、盗難その他不正利用のおそれを認識した場合には、直ちにアプリ運営事業者所定の方法その他の合理的な方法（電話又は医療機関等の窓口を含みます。）により、アプリ運営事業者又は当学園に通知し、必要な措置を講じるものとします。アプリ運営事業者及び当学園は、利用者が端末を利用できない場合に備え、電話その他端末を要しない連絡手段をあらかじめ利用者に案内するものとします。

第9条（本サービスの変更、終了、中止等）

1. サービス提供者は、本アプリ、本サービス又は基盤機能の内容の全部又は一部を変更、追加、終了することができるものとします。但し、本アプリ、本サービス又は基盤機能を終了する場合、サービス提供者が適当と判断する方法により利用者に事前の通知及び説明を行うものとします。
2. サービス提供者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断又は中止することができます。
 - a. 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンス、修理、機能改善又はリプレースを定期的又は緊急に行う場合
 - b. 不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - c. 本サービスに関連する不正利用や不正行為が発生した場合
 - d. その他前各号に準じ当学園又はアプリ運営事業者が必要と判断した場合
3. 前項までの規定に掲げる事由が生じた場合、サービス提供者は本サービス提供の義務を負わず（但し、第1項に規定する事由が生じた場合については本サービス内容の変更等以前の本サービスに限る）、利用者に損害（逸失利益を含むが、これに限らない。）が発生した場合でも、当学園又はアプリ運営事業者は当該損害について責任を負いません。ただし、本サービスの中断又は中止がアプリ運営事業者の責めに帰すべき基盤機能の不備に起因する場合には、第20条の定めに従い、アプリ運営事業者が責任を負うものとします。

第10条（禁止行為）

1. 利用者は、本サービスの全部又は一部について以下の各号に掲げる行為のいずれも行わないものとします。

- a. 第三者に対して、使用許諾、譲渡、承継、貸与又は担保の目的に供する行為
 - b. 複製、改変、翻案、解析、リバース・エンジニアリング、逆アSEMBル、逆コンパイル、本アプリに施されたセキュリティ、技術的保護手段を削除し、回避し、無効化等するなどの行為
 - c. サービス提供者の社名及び登録商標等を使用する又は当学園又はアプリ運営事業者の著作権表示、商標その他の権利表示を削除し、又は改変する行為
 - d. コンピュータウイルスを感染させること又はハッキング、改ざん若しくはその他の不正アクセスを行う等、その安全性を危殆化する行為
 - e. 医療機関等、コンテンツ提供者又は当学園又はアプリ運営事業者への誹謗、中傷等により不利益を及ぼす行為
 - f. 本契約に定める方法その他の当事者が合意した方法以外の方法により使用する行為
 - g. 故意であるか否かを問わず、利用者開示情報について虚偽の情報を登録する行為
 - h. 本サービスの利用（第三者への提供を含みます。）を妨げる行為（その利用に用いられるネットワークやシステム等に過度の負担をかける行為を含みます。）
 - i. 法令に抵触する行為又はそのおそれのある行為
 - j. 営利目的等本契約の目的又は本サービスで定めた目的以外の目的に使用する行為
 - k. 本利用規約又は個別規約に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - l. 公序良俗に反する行為
 - m. その他、当学園又はアプリ運営事業者が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
2. サービス提供者は、合理的な根拠により利用者が前項各号に規定する事由の一つでも該当すると判断した場合には、事前に通知等をすることなく直ちに利用者との間における本契約又は個別規約に基づく契約（以下「個別契約」といいます。）の全部又は一部を解除することができるものとします。
 3. サービス提供者は、前項に基づき本契約又は個別契約の全部又は一部を解除した場合、サービス提供者の責めに帰すべき事由のない限り、当該解除によって利用者が本サービスを利用することができずこれにより損害が生じたとしてもいかなる責任も負いません。

第11条（問い合わせ対応）

利用者による、本サービスのうち基盤機能に関する質問、苦情その他のお問い合わせは、別途ご案内する本サービスに関する問い合わせ窓口に対して行うものとします。この場合、医療情報の内容、診療・予約等の医療機関等の対応、後払い等の請求・決済その他当学園又は各コンテンツ提供者が提供するサービスに関する事項については、原則として当学園又は当該コンテンツ提供者の窓口に対して行うものとし、基盤機能その他アプリ運営事業者が提供するサービスに関する事項については、アプリ運営事業者又はアプリ運営事業者が指定した委託先企業が設置する窓口に対して行うものとします。

第12条（個人情報）

1. 当学園は、VC生成その他基盤機能の提供に必要な限度で、氏名、性別、生年月日および住所の情報（以下「基本4情報」といいます。）を、アプリ運営事業者が提供する基盤機能上で一時的に利用する（アプリ運営事業者に利用させることを含みます。）場合があります。ただし、当学園およびアプリ運営事業者は、当該情報を当学園またはアプリ運営事業者の環境に記録せず、継続して保有することはありません。
2. 当学園は、VC生成およびシステム運用の実務をアプリ運営事業者に委託し、アプリ運営事業者は、当学園の委託に基づき本条第1項の情報の処理を技術的に支援します。
3. 当学園は、当学園以外のコンテンツ提供者が取得または管理する個人情報または医療情報について、その提供主体または管理主体とはなりません。コンテンツに関する個人情報等の取扱いは、当該コンテンツ提供者が定める規約、プライバシーポリシーその他の定めに従うものとします。

第13条（統計情報の提供）

1. 当学園又はアプリ運営事業者は、本サービスの改善その他正当な目的のために、本サービスの利用状況等に関する統計情報を作成し、サービス提供者において利用又は第三者に提供する場合があります。
2. 前項の統計情報には、個人を特定できる情報を含まないものとし、当学園又はアプリ運営事業者は、再識別が生じないよう合理的な加工その他必要な措置を講じます。

第14条（利用者の同意事項）

1. 利用者は、サービス提供者が事前の通知又は承諾なく適宜本アプリ及び本アプリに実装されている技術等について機能追加、改善、バグ修正などのアップデートを行うことについてあらかじめ同意するものとします。
2. アプリ運営事業者は、コンテンツ提供者又はコンテンツ提供者と提携している法人等が業務改善、最新情報の提供、不正利用の防止その他本サービス及びコンテンツ提供者等が提供する業務の向上等の目的のため行う対応について、利用者の端末からアプリ運営事業者サーバー等に対して一定間隔で自動的にこれらの対応の有無を問い合わせることがあります。利用者は、本サービスを利用することで、このようなポーリングに同意したものとみなされます。なお、ポーリングにより利用者に関する医療情報や個人情報送信されることはありません。
3. 本サービスに当学園又はアプリ運営事業者以外の第三者が提供するサービスが含まれる場合において、利用者が当該サービスを利用する場合には、当該第三者が設ける規約等に同意することが必要となります。また、当該サービスを利用する場合には、当該サービスについての規約が本利用規約に優先して適用されます。

第15条（知的財産権の帰属）

利用者開示情報を除く本アプリ及び本サービスに関連する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。以下同じ。）は、サービス提供者又は権利を有する第三者に帰属し、本契約により利

ユーザーに譲渡又は移転されるものではなく、権利者の承諾なしにこれらの著作物を複製、販売、出版、公衆送信等することはできません。また、サービス提供者は、利用者に対して、本アプリ及び本サービス並びにその構成物の派生物にかかる著作権、特許権その他の知的財産権並びに所有権その他いかなる権利も付与するものではありません。

第16条（終了後の措置）

利用者が本契約を解約した場合等終了原因の如何を問わず本契約が終了した場合には、利用者によって登録された情報を含む一切の情報は削除され、削除された情報は復元することができないものとし、なお、本契約が終了する時点において医療機関等が保有している情報又は決済会社等その他の者が保有している情報及び法令等によって当学園に保管義務がある情報は削除の対象に含まれません。

第17条（法令遵守）

サービス提供者は、本契約上の権利の行使及び義務の履行に関し、各種法令及び関連するガイドラインを遵守するものとします。

第18条（第三者の権利利益の侵害）

本利用規約に別段の定めがある場合を除いて、利用者又は代理人は、自己の判断と責任で本サービスの利用又はこれらより得られる情報、データ若しくは結果等を利用するものとし、これらの利用により、第三者の権利利益を侵害し又は損害を与えた場合は、利用者又は代理人の責任と費用によりこれを解決し、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。但し、その侵害又は損害がサービス提供者の故意又は過失による場合はこの限りではありません。

第19条（免責）

1. サービス提供者は、利用者の本サービスに係る一切の情報（VCを含むがこれらに限られない）を保持する義務を負いません。利用者が本契約を解約した場合、本アプリを自己の端末より削除した場合、これらの強制停止を行った場合、自己の端末が破損した場合、本アプリを一定期間起動せず若しくはアップデートを行わなかった場合、アプリ運営事業者所定の手順でバックアップ設定を行わなかった場合などには、本サービスに係る情報を喪失する場合があります。

2. 前項の場合において利用者が再度本サービスの利用を希望する場合、サービス提供者所定の手続を実施するものとします。ただし、当学園は当該利用者に対し、喪失前の利用状況を引き継ぐ義務を負わないものとします。

第20条（損害賠償）

1. 本契約又は個別契約におけるサービス提供者の賠償責任は、その責任原因から直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、特別損害（予見可能性を問いません。）、逸失利益、その他の損害は名目を問わず、また法的原因を問わず、賠償責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の責めに帰すべき事由により利用者の生命又は身体に損害が生じた場合は、この限りではありません。
2. 本契約又は個別契約に関してサービス提供者が負担する損害賠償責任の累計総額は、債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為その他の請求原因の如何にかかわらず、以下のいずれかのうち大きい金額を上限とします。
 - a. 10万円
 - b. 対価の定めがある場合には、責任原因の発生時からさかのぼって12か月間に、利用者がサービス提供者に対して支払った本サービスに関する対価の額
3. 前2項は、対象となる損害がサービス提供者の故意又は重過失により生じた場合には、適用しないものとします。

第21条（利用料金）

利用者は、本アプリを利用するために必要なスマートフォン端末、通信機器、通信回線その他の環境を、自己の責任と費用において準備および維持するものとします。本アプリのダウンロードやフジタアプリの利用に伴い発生する通信料は、利用者の負担となります。

第22条（不可抗力）

本契約又は個別契約に基づく義務の違反、履行遅滞又は履行不能が、不可抗力により生じた場合には、当該違反、履行遅滞又は履行不能につき、各当事者は相手方に対し責任を負わないものとします。

第23条（利用の停止、契約の終了）

1. 利用者は、当学園又はアプリ運営事業者所定の手続により、いつでも本契約を解約することができます。本契約を解約した場合、個別契約も自動的に解約されるものとします。
2. サービス提供者は、利用者本人が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、利用者による利用を停止し、又は本契約を解約することができるものとします。
 - a. その軽重を問わず本契約、本利用規約又は個別規約の規定に違反した場合
 - b. 前号の他、本契約若しくは個別契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす事由が発生した場合又は本契約若しくは個別契約を存続させることが不相当と認められる相当の事由がある場合
3. 前2項に基づく本契約の解約は、サービス提供者の利用者に対する損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団

等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- a. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - e. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者及び代理人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当学園の信用を毀損し、又は当学園の業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為
3. サービス提供者は利用者又は代理人が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、利用者又は代理人との本契約及び個別契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとし、
4. 第3項の規定により、本契約及び個別契約を解除された利用者又は代理人に損害が生じた場合であっても、利用者及び代理人はサービス提供者に何らの請求をしません。また、サービス提供者に損害が生じた場合は、利用者及び代理人がその責任を負います。

5. サービス提供者が第3項に基づいて行う本契約及び個別契約の解除は、医療機関等が医師法その他法令に基づき医療機関等が負う義務に影響を与えるものではありません。

第25条（契約終了の措置等）

1. 本契約の解約又は解除の効力は将来に向かってのみ発生するものとし、本契約の解除は、サービス提供者の利用者に対する既発生の債権その他の権利の行使を妨げないものとします。
2. 本契約終了後（但し、終了事由の如何を問わないものとします。）であっても、第11条（問い合わせ対応）、第16条（終了後の措置）、第18条（第三者の権利利益の侵害）、第19条（免責）、第20条（損害賠償）、第23条（利用の停止、契約の終了）第3項、本条、第27条（譲渡）、第29条（分離可能性）、及び第31条（準拠法及び合意裁判管轄）の各定めは存続するものとします。

第26条（再委託）

サービス提供者は、自らの裁量により本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、当該第三者の作為・不作為について、当該サービス提供者は自らの作為・不作為として責任を負うものとします。

第27条（譲渡）

1. 利用者は、サービス提供者の書面による事前の承諾又は本契約に定めのない限り、本契約上の地位及び本契約に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継、貸与又は第三者のための担保に供してはなりません。
2. 前項にかかわらず、サービス提供者は、自らの判断により、本サービスに関する事業第三者に譲渡することができるものとし、利用者はあらかじめ本利用規約への同意と同時にこれを承諾します。サービス提供者が本サービスの譲渡を行う場合、当該サービス提供者は、第6条（本利用規約の変更）における通知の規定に則り利用者に通知します。

第28条（通知、連絡等）

1. 利用者が本サービスに関して当学園に連絡が必要な場合、当学園が別途指定する方法により記載する窓口宛に連絡するものとします。
2. サービス提供者は、利用者に対して、通知の送信その他の手段により通知、連絡等を行う場合には、当該通知、連絡等が当該ユーザーに到達した時点を以て、効力が生じるものとします。
3. 利用者が連絡先等の変更等を怠ったためにサービス提供者からの通知や連絡等が遅延又は不着となった場合通常到達すべき時点を以て到達したものとします。

第29条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が法令に基づいて無効とされても当該一部以外の条項・規約の効力は有効とします。

第30条（協議）

本利用規約に規定がない事項及び本契約に疑義が生じた事項について、サービス提供者及び利用者又は代理人は、誠実に協議するものとします。

第31条（準拠法及び合意裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠するものとします。
2. 本契約に起因又は関連する紛争に関する訴訟その他の紛争解決手続は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

本利用規約は、2026年7月1日から施行します。

以上

PHR連携サービス利用規約

PHR連携サービス利用規約（以下「本個別規約」といいます。）は、学校法人藤田学園（以下「当学園」といいます。）が「ポケットフジタ」の名称により提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）のうち、当学園が提供するPHR連携サービス（以下「本連携サービス」といいます。）について、利用者（患者）と当学園との間の権利義務関係を定めるものであり、本個別規約に定めのない事項については、ポケットフジタ利用基本規約の定めが適用されるものとします。なお、本連携サービスに係るウォレット機能その他の基盤機能については、フリービット株式会社（以下「アプリ運営事業者」といいます。）のシステムを利用していますが、アプリ運営事業者は本連携サービスの提供主体ではなく、当該基盤機能のみを提供します。

第1条（定義）

- 「本連携サービス」とは、利用者の健康情報・医療情報等を本人の端末内に保存・管理し、当学園が必要に応じて閲覧機能を提供するPHR連携サービスをいいます。
- 「利用者」とは、本個別規約に当学園所定の方法で有効な同意を行った上で、利用する個人をいいます。
- 「代理人」とは、利用者となろうとする方が未成年者または成年被後見人など直接申し込みができない方の場合に、代理または代行等することによって申し込む方をいいます。
- 「VC (Verifiable Credential) 」とは、「検証可能な証明書 (Verifiable Credential) 」の略であり、特定の情報（例：氏名、診察券番号など）をデジタル形式で証明するための仕組みをいいます。本連携サービスでは、さまざまな種類のVCを取り扱っており、それらをまとめて「VC」といいます。

第2条（サービス提供主体）

本連携サービスの提供主体は当学園であり、利用者は当学園に対してVCを提示することで本人確認等を行います。

第3条（本連携サービスの内容）

当学園は、利用者が提示したVCを検証した上で、当学園が保持する利用者の医療情報等および診察予約情報等を、本連携サービス上に表示する機能を提供します。

第4条 個人情報

1. 当学園は、以下に掲げる方法により、以下に掲げる個人情報を利用者から取得します。

| 分類 | 取得する情報の項目の詳細 | 取得方法 |
|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 基本4情報 | 氏名、住所、生年月日、性別 | ご本人又は代理人が本サービスを通じて取得 |
| 利用者識別情報 | 藤田医科大学病院の診察券番号 | ご本人又は代理人が本連携サービス上で入力 |
| 院内システムへのアクセスに関する情報 | アクセス日時、IPアドレス、アクセスURL | アクセスログ情報からの取得 |

2. 利用者は、以下に掲げる個人情報が、利用者の希望に応じて、利用者のスマートフォン等の端末に保管されることに同意します。

| 分類 | 取得する情報の項目の詳細 |
|------|-------------------|
| 医療情報 | 検査結果、身体測定結果、薬剤処方歴 |

| | |
|--------|-------------|
| 診察予約情報 | 過去の受診歴、診察予約 |
|--------|-------------|

3. 当学園が保有する医療情報は当学園の管理下にあり、本連携サービスにおいて利用者に表示される情報は、当該医療情報をもとにされた情報を表示しています。利用者の端末に保存される情報は、その複製又は表示データであり、当学園は当該端末内の情報の正確性、完全性及び安全性を保証するものではありません。

第5条 利用目的

当学園は、前条第1項に基づき取得した個人情報を、利用者の本人確認の目的で利用します。

第6条（開示、訂正等）

利用者の個人情報について、利用者本人に開示、訂正、削除、利用停止等を請求する権利、および個人データの本人から自己の個人データに関する第三者提供記録の開示を請求する権利があります。手続きにあたってはご本人確認の上対応させていただきます。詳細については以下に記載する個人情報相談窓口にご連絡願います。但し、個人情報の利用停止等を実施した場合、本連携サービスの全部または一部を利用することができない場合について承諾するものとします。

第7条 利用者の責任

利用者は、本連携サービスを通じて取得した医療情報等について、自らの判断と責任において利用するものとし、当該情報をもとに行った判断又は行為により生じた結果について当学園は責任を負いません。

附 則

この規約は、2026年7月1日から施行します。

以上

後払いサービス利用に関する規約

第1条（目的）

後払いサービス利用に関する規約（以下「本個別規約」といいます。）は、学校法人藤田学園（以下「当学園」といいます。）が提供する、当学園において診療等を受けた際に発生する費用（以下「診療費等」といいます。）を診療当日以降に支払うことを可能とする後払い決済サービス（以下「後払いサービス」といいます。）について、当学園と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条（位置付け・役割分担）

1. 後払いサービスは、「ポケットフジタ利用基本規約」に基づきフリービット株式会社（以下「アプリ運営事業者」といいます。）が提供するデジタルウォレット等の基盤機能（以下「基盤機能」といいます。）上で、当学園が「コンテンツ提供者」として提供するサービスです。
2. アプリ運営事業者は、基盤機能の提供者として、利用者が後払いサービスを利用するための画面・操作・許可管理等を提供しますが、診療費等の請求、決済、収納、返金その他後払いサービスの提供主体は当学園であり、アプリ運営事業者はこれらの業務を行いません。
3. 当学園は、後払いサービスの提供に必要な範囲で、決済代行業者その他の委託先（以下総称して「決済関連事業者」といいます。）を利用することがあります。

第3条（後払いサービスの内容）

1. 後払いサービスは、診療費等について、利用者が当学園所定の期日までに、後日支払うことを可能とする決済サービスです。
2. 利用者は、登録した支払方法に基づき、自動的に決済が実行されることに同意するものとします。

第4条（利用条件・制限）

1. 当学園は、次の各号のいずれかに該当する場合、後払いサービスの利用を制限又は停止することがあります。

- (1) 利用者の支払状況に問題があると合理的に判断した場合
- (2) 登録された支払方法が無効又は利用不能である場合
- (3) 不正利用又は不正の疑いがある場合
- (4) その他当学園が不適切と判断した場合

2. 当学園は、後払いサービスについて利用上限額を設定することができます。

第5条（登録できる支払方法）

1. 利用者は、後払いサービスの利用にあたり、当学園が指定する決済関連事業者のシステムを通じて、利用者本人名義（未成年者等の場合は親権者その他の法定代理人名義を含みます。）のクレジットカードその他当学園が別途指定する支払方法を登録するものとします。
2. 後払いサービスに登録することのできるクレジットカードの種類（カードブランド等）は、当学園が指定したものに限られ、クレジットカード発行会社と利用者との間の約定により別段の定めがある場合には当該約定に従うものとします。
3. 当学園は、合理的に判断した場合には、後払いサービスを通じて決済できる金額について上限額を設けることができるものとします。
4. クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコード等の支払手段情報は、決済関連事業者が取得・管理し、アプリ運営事業者はこれらの情報を取得・保存しません。
5. 利用者は、登録した支払方法に関する情報を常に正確かつ最新の状態に維持するものとします。

第6条（請求）

1. 当学園は、後払いサービス利用者に対して診療費等を請求する場合には、利用者の診療日から起算し当学園が別途指定した日に、決済関連事業者を通じて利用者が登録した支払方法により請求及び決済を行います。なお、クレジットカード会社との取り決めにより別段の定めがある場合には当該クレジットカード会社が定めるところによります。
2. 診療費等に係る債権は原則として当学園に帰属し、利用者は当学園に対して支払義務を負います。
3. 当学園は、本サービスの運営のため、決済関連事業者に対し、決済処理、請求・収納、未払い時の連絡・督促その他必要な業務を委託することがあります。
4. 当学園は、必要に応じて、診療費等に係る債権を第三者に譲渡し、または収納代行その他の方法により支払先を変更することがあります。この場合、当学園又は当該第三

者は、利用者に対し当学園所定の方法で通知し、通知後は当該第三者に対して支払うものとしします。

5. 前各項にかかわらず、何らかの事由により決済されなかった場合その他当学園に合理的な理由がある場合には、当学園又は決済関連事業者その他の第三者は、当学園が正当に取得した住所等に宛てて債務の弁済を求める連絡又は書面送付による督促を行う場合があります。利用者は、当該書面の送付による督促により第三者に債務の存在および請求の存在並びに当該書面の内容が開示される場合があることについて同意します。

第7条（返金）

診療費等について過払い又は誤請求が生じた場合、当学園は合理的な方法により返金又は調整を行うものとしします。

第8条（個人情報）

当学園は、後払いサービスを提供する目的で、以下に掲げる方法により、以下に掲げる個人情報を取得します。

| 分類 | 取得する情報の項目の詳細 | 取得方法 |
|------|-----------------------|---|
| 決済情報 | 決済識別番号、決済日時、決済金額、決済結果 | 利用者又は代理人が後払いサービスを利用する過程で入力、または決済関連事業者から送信 |

第9条（委託）

1. 当学園は、後払いサービスを提供するため後払いサービスの全部または一部を、決済関連事業者その他の第三者（以下「本委託先」といいます。）に対して委託することができます。

2. 前項の場合、当学園は、本委託先に対して本個別規約において当学園が負う義務と同等の義務を負わせるものとします。
3. 当学園は、本委託先の行為について、本委託先の故意または過失は当学園の故意または過失とみなし、本委託先と連帯してその責任を負います。

第 10 条（免責）

当学園は、後払いサービスの提供に関し、その完全性、正確性、有用性を保証するものではなく、次の事由により生じた損害について責任を負いません。ただし、故意又は重大な過失がある場合を除きます。

- (1) 通信障害
- (2) 決済関連事業者の不具合

第 11 条（利用者の責任）

利用者は、本アプリをスマートフォン端末から削除（アンインストール）する前に、本アプリ内に登録したクレジットカード情報を、利用者自身の責任において削除しなければならないものとします。なお、クレジットカード情報の削除および所定の手続きを行わずにアプリを削除した場合、クレジットカード情報が残存することを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

第 12 条（個人情報の委託）

当学園は、前条記載の目的達成に必要な範囲において、第 6 に記載する個人情報及び当学園が既に保有する個人情報を本委託先に対して別途締結する委託契約に基づき提供する場合があります。なお、当学園は、本委託先に対する個人情報の委託にあたり適切な監督を行い、個人情報が安全に管理されるような必要な措置を講じます。

第 13 条（期限の利益の喪失）

利用者が本サービスを利用した場合であっても、当学園の責に帰すべき事由がないにもかかわらず決済されず支払いを怠った場合には、それまでに生じた当学園に対する債務のすべてについて直ちに期限の利益を喪失するものとし、支払期限にかかわらず当学園に対する債務の全額を直ちに一括して支払うものとします。

第 14 条（遅延損害金）

利用者が当学園に対する債務の支払いを遅滞した場合には、利用者は、履行期日の翌日から支払済みに至るまで支払債務の未払額に年 14.6%の割合を乗じた金額（年 365 日とする日割計算）の遅延損害金を支払うものとします。

第 15 条（弁済の充当）

利用者が当学園に対して支払う弁済が債務全額を消滅させるに足りない場合には、当学園が相当と認める指定方法により充当することをあらかじめ承諾するものとします。

附 則

本利用規約は、2026 年 7 月 1 日から施行します。

以上